

業務仕様書

1 業務の名称

令和2年度盛岡市戦略的プロモーション支援等業務委託

2 業務の背景

(1) 盛岡市シティプロモーション指針及び推進計画の策定

市では、令和2年3月に「盛岡市シティプロモーション指針及び推進計画」（以下「指針等」と言う。）を策定し、“市内外に「盛岡を愛する人」を増やし、盛岡市が選ばれる都市となること”を目指し、盛岡らしい有形・無形の価値や魅力（盛岡ブランド）を活用するとともに、効果的・戦略的な情報発信を行うことにより、良好な都市のイメージを形成する一連の取組（シティプロモーション）を推進することとしている。

「盛岡ブランド」とは、盛岡の歴史、自然、景観、風土、特産品、文化、先人などといった、脈々と続いている盛岡の「暮らし」の中から生まれた価値や魅力である。市では「盛岡ブランド推進計画」（平成17～26年度）及び「第二次盛岡ブランド推進計画」（平成27～令和元年度）により、盛岡ブランドの開発及び普及啓発を行うことにより、市外における盛岡の魅力度の向上や、シビックプライドの醸成を図ってきたところである。

指針等において、これらの計画の成果と課題を踏まえるとともに、人口減少の加速や情報発信手法の変化、自治体間競争における差別化といった、外部環境の変化への対応が求められていることから、これまで培った盛岡ブランドを効果的に活用しながら、マーケティング手法を取り入れた戦略的な情報発信を行うことで、これまで以上に情報の受け手を意識したシティプロモーションを行おうとするものである。

(2) 関係人口の増加を機軸とした移住・定住・交流人口対策事業の実施

市では、進学や就職の機会に東京圏へ転出する若者が増加していることから、「その地域に居住していないものの、出身者や勤務経験者であるなど、その地域との継続的な関わりがある人」という関係人口の考え方に重点を置きながら、東京圏での知識や経験を蓄積した若年層（おおむね20～39歳）の盛岡への人口の還流を促進するために、平成30年度より移住・定住・交流人口対策事業を展開している。

本事業により、「盛岡」をキーワードに関係する人の量的な増加を図るとともに、受動的な関わりに留まらず、コミュニティに関わるキーパーソンの育成や、ふるさと納税を行うなど能動的に行動を起こす人の質的な充実を図ることで、移住・定住による人口の増加のほか、交流人口の増加によるまちの賑わいを創出し、盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の1つとして掲げる「躍動する中核都市としての

魅力・求心力の向上」を目指そうとするものである。

3 業務の目的

本委託事業は、事業の背景を踏まえて、多様な「盛岡ブランド」を、それぞれ適切なターゲットに伝えるために、専門的知識や豊富な実践経験を有する人材による支援のもと、市政に関連する様々な広報業務を総合的に調整し、効果的な広報を展開するとともに、ターゲットが重複する事業間において全体的な総合調整（ディレクション）を行うことで、より効果的な情報発信に結び付けようとするものである。

4 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

5 実施場所

盛岡市役所・盛岡市内等

6 業務内容

本業務の目的を達成するため、次の業務を実施するものとする。

(1) 戦略的広報発信業務の統括・ディレクション業務

マーケティングに基づくプロモーション活動を、今後全庁的に展開するにあたり、市が1つ以上の事業を選択し、試行的に実施するプロモーションに係る具体の手法や実践に対する支援を行うこと。

- ア 具体的な企画の設計
- イ 広報戦略の立案
- ウ 広報用資料の作成支援
- エ 効果計測分析
- オ 事業の改善にかかる指導

(2) プロモーション手法の事業担当課への定着

上記(1)で実践した事業の成果を基に、施策別の事業へ取組を波及させるために、職員研修などを通じた適切な助言指導を行うこと。

- ア 戦略的広報発信への理解促進
- イ 事業に応じた効果的なプロモーションツール作成手法の提供

(3) 市全体の視点によるマーケティング広報戦略の検討

市が盛岡ブランドを活用して行う様々なプロモーションを横断的に検証し、対象の重複する事業間の調整や、長期的な視点に立った事業の優先度などの、プロモーションに係る戦略の立案に対して助言を行うこと。

7 業務実施上の留意事項

(1) 令和2年度盛岡市戦略的プロモーション支援等業務委託に係る公募型プロポーザルにおける企画提案の内容を遵守すること。

(2) 関連事業として平成30年度より関係人口の増加を機軸とした移住・定住・交流人口対策事業を実施していることから、相乗効果に配慮すること。

また、事業の実施にあたっては、令和2年度盛岡市マーケティング支援等業務委託と連携すること。

(3) 対象とする経費は、人件費、機械・機器のレンタル料又はリース料、消耗品・印刷製本費等の事務費、会場使用料、資料購入費、通信運搬費、謝金、旅費、外注加工費、原材料費、委託料、広告費その他提案する事業を実施する場合に必要な経費とする。なお、以下の経費は対象外とする。

ア 国・県・市等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 施設や設備を設置又は改修するための経費

エ 1件3万円を超える機器や物品を取得するための経費

オ 参加者個人に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費などの特定の個人や個別企業に対する給付に要する経費

カ その他事業と関連性が認められない経費（従事者の日常生活用品、他の顧客との交際費、接待費、明細が不明確な物品等）

(4) 当該事業費において取得した財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5) 取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、本業務の目的に従ってその効率的な運営を図るものとする。

(6) 委託事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿を委託事業が完了した日の属する事業年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。

8 事業の報告

活動実績について、実施内容を記載した報告書を以下のとおり報告すること。

・月次報告書・・・前月の活動実績について、翌月の10日までに報告する。ただし、令和3年3月活動分については不要とする。

・年次報告書・・・年間の活動実績について、令和3年3月31日までに報告する。

9 業務委託料

(1) 委託料の支払い

委託料は、本業務が完了し、市が業務完了の確認（以下「検査等」という。）を行った後に、受注者に支払うものとする。

(2) 前金払

市は、受注者による前金払請求に基づき、業務委託期間内に委託料の一部を支払うことが必要であると認めるときは、前金払をすることができる。前金払の請求回数は2回までとし、1回の請求額は委託料の4割以内の額とする。

なお、2回目の請求は、1回目の請求から90日経過後とする。

10 権利の帰属

本業務により得られた成果は、原則として市に帰属する。

11 再委託等の制限

(1) 業務受託者は、本業務の全部又は本業務の統括業務部分を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 業務受託者は、本業務の一部を第三者に委託することはできるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を市に対して文書で報告し、承認を得なければならない。

(3) 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令順守を徹底すること。

12 機密の保持

受注者はこの業務の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし、または利用してはならない。

13 個人情報の取扱い

本業務において個人情報を取り扱う場合は、盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）を遵守しなければならない。

14 情報資産の保護管理

委託業務に係る個人情報その他情報資産（記録媒体を含む。以下「情報資産」という。）の保護管理について、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 情報資産の正確かつ適正な維持、及び管理のための措置を講じること。

(2) 情報資産の漏えい、改ざん、汚損、損傷、亡失その他情報セキュリティに対する事故を防止するための措置を講じること。

(3) 電子計算室、情報資産保管室その他の委託業務の処理に関連する施設及び設備について、情報資産の管理に関し安全を確保するため必要な措置を講じること。

(4) 委託業務の処理に当たっては、盛岡市情報セキュリティポリシー規程（平成22年共同訓令第1号）及び個人情報保護に係る法令、条例等の趣旨を従業員に周知し、適切に指導すること。

15 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、契約時に定める現場責任者が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。
- (2) 調査・分析等に当たっては、発注者と事前に打合せを行い、双方理解の上で実施すること。
- (3) 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
- (4) 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう注意を払うこと。このことについては、業務委託期間終了後についても同様とする。
- (5) 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。
- (6) 本業務の履行において生じた疑義についての取扱いは、その都度発注者と受注者で協議の上決定する。